平成２５年（フ）第８９６６号
千葉県松戸市北松戸２丁目10―４―102
債務者　小野　明男
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９６７号
千葉県松戸市北松戸２丁目10―４―102
債務者　小野　友子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９９６号
東京都足立区関原３丁目38―21　スカイスイーツ３―101
債務者　山崎　健治
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０２７号
東京都練馬区氷川台４丁目32―３―206
債務者　細谷　静江
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０２８号
東京都練馬区谷原４丁目18―15―201
債務者　上野武司郎
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０３６号
東京都品川区平塚１丁目２―20―101
債務者　齋藤　康弘
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０３７号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23　神代公団住宅25―103
債務者　松尾　　誠
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０３８号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23―25―103
債務者　松尾　満枝
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０４３号
東京都練馬区豊玉南１丁目15―12―101
債務者　下川　匡博
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０４５号
東京都足立区谷中５丁目４―16―103
債務者　西村　勝秋
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０４６号
東京都世田谷区千歳台３丁目24―１―305
債務者　佐々木一岳
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０５３号
東京都墨田区押上３丁目22―14―201
債務者　橋本　政和
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６２号
横浜市南区永田北１丁目７番17号
債務者　丸田　　真
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１００３号
横浜市戸塚区深谷町25番地　23―2333号
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２６号
静岡市清水区能島207番地の１　シティハイツ201号
債務者　朝波真由美
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部